

江口徹議長に対する議長辞職勧告決議を行うため本案を提出する。

令和7年6月12日

提 出 者	飯塚市議会議員	深 町 善 文
	〃	赤 尾 嘉 則
	〃	光 根 正 宣
	〃	奥 山 亮 一
	〃	藤 間 隆 太
	〃	佐 藤 清 和
	〃	田 中 武 春
	〃	田 中 裕 二
	〃	永 末 雄 大
	〃	土 居 幸 則
	〃	吉 松 信 之
	〃	吉 田 健 一
	〃	田 中 博 文
	〃	鯉 川 信 二
	〃	城 丸 秀 高
	〃	秀 村 長 利
	〃	瀬 戸 元
	〃	坂 平 末 雄
	〃	道 祖 満

提案理由

市民や市政に関する市長提出議案の審議にあたるべき今、令和7年第3回飯塚市議会定例会において、再度の混乱を生じさせぬよう、江口議長は議長の職を辞するよう勧告するものです。

江口徹議長に対する議長辞職勧告決議（案）

令和7年5月15日に招集された令和7年第2回飯塚市議会臨時会は、議長への不信任に端を発し、8日間の空転の後、すでに任期を迎えている委員会委員の選任など、予定されていた案件はいずれも審議未了のまま、自然閉会となりました。

地方自治法第104条において「普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。」とされておりますが、5月の臨時会並びにその後この間の議長の議会運営において、江口議長が法に定める議長の職責を果たされているとは到底認められません。

市民や市政に関する市長提出議案の審議にあたるべき今、令和7年第3回飯塚市議会定例会において、再度の混乱を生じさせぬよう、江口議長は議長の職を辞するよう勧告するものです。

なお、江口議長におかれては、議長は可決された議会意思を尊重するという原則に立ち返り行動されますよう、改めて求めるものである。

以上、決議する。

飯 塚 市 議 会